

平成31年 第1回理事会

日時：平成31年3月20日（水） 午後1時30分～
場所：春日井市役所南館4階 第3委員会室

春日井市土地開発公社

議 事 日 程

1 議事録署名人の選出

2 議案審議

第 1 号議案 平成31年度春日井市土地開発公社事業計画について

第 2 号議案 平成31年度春日井市土地開発公社収支予算について

第 3 号議案 平成31年度春日井市土地開発公社資金計画について

第 4 号議案 春日井市土地開発公社財務規程の一部を改正する規程について

3 その他

第 1 号議案

平成31年度春日井市土地開発公社事業計画について

平成31年度春日井市土地開発公社事業計画を次のように定めるものとする。

平成31年 3 月 20 日 提出

春日井市土地開発公社

理事長 伊 藤 太

平成31年度春日井市土地開発公社事業計画

(単位：m²)

1 都市基盤施設等公共用地取得事業 1, 0 0 0

合計 1, 0 0 0

第 2 号議案

平成31年度春日井市土地開発公社収支予算について

平成31年度春日井市土地開発公社収支予算を次のように定めるものとする。

平成31年 3 月 20 日 提出

春日井市土地開発公社
理事長 伊 藤 太

平成31年度春日井市土地開発公社収支予算

1 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業収益	2,575,210	事業原価	2,566,088
公有地取得事業収益	1,926,278	公有地取得事業原価	2,566,088
補助金等収益	629,626	販売費及び一般管理費	9,132
附帯等事業収益	19,306	販売費及び一般管理費	9,132
事業外収益	10		
受取利息	10		
合 計	2,575,220	合 計	2,575,220

2 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
長期借入金	4,595,957	公有地取得事業費	136,874
長期借入金	4,595,957	用地取得費	100,000
前受金	10,374	補償費	1,000
前受金	10,374	造成工事費	10,000
		委託料	15,000
		支払利息	10,374
		事務費	500
		長期借入金償還金	7,035,545
		長期借入金償還金	7,035,545
合 計	4,606,331	合 計	7,172,419

※ 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,566,088 千円は、当年度分損益勘定留保資金である公有地取得事業原価で補てんする。

第 3 号議案

平成31年度春日井市土地開発公社資金計画について

平成31年度春日井市土地開発公社資金計画を次のように定めるものとする。

平成31年 3 月 20 日 提出

春日井市土地開発公社

理事長 伊 藤 太

平成31年度春日井市土地開発公社資金計画書

春日井市土地開発公社の運営に関し必要な費用は、借入金をもって充て、できる限り合理的な運営を図るものとする。

- 1 借入金の限度額は、10,000,000千円とする。
- 2 資金の借入れは、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第18条第7項第2号に規定する金融機関から行うものとする。
- 3 借入金は、年利4.0%以内で行うものとする。
- 4 借入れは証券発行又は証書借入れの方法による。
- 5 借入金の償還は、金融機関の融資条件による。ただし、財政の都合により、償還期限を短縮若しくは繰上げ償還又は低利に切り替えることができる。
- 6 受入資金及び支払資金の計画は、次に定めるところによる。

(単位:千円)

受 入 資 金		支 払 資 金	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業収益	2,575,210	販売費及び一般管	9,132
事業外収益	10	理費	
長期借入金	4,595,957	公有地取得事業費	136,874
前受金	10,374	長期借入金償還金	7,035,545
合 計	7,181,551	合 計	7,181,551
差 引			0

第 4 号議案

春日井市土地開発公社財務規程の一部を改正する規程に
ついて

春日井市土地開発公社財務規程の一部を改正する規程を次のよう
に定めるものとする。

平成31年 3 月 20日 提出

春日井市土地開発公社
理事長 伊 藤 太

春日井市土地開発公社財務規程の一部を改正する規程

春日井市土地開発公社財務規程（昭和48年春日井市土地開発公社規程第4号）の一部を次のように改正する。

第81条第8号中「又は最低制限価格」を削り、「の場合」を「（以下「公共工事等」という。）の場合その他事前公表を要する場合」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 最低制限価格を設けた場合は、その旨（公共工事等の場合に限る。）

第82条第2項及び第84条第3項中「予定価格等」を「予定価格」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年3月22日から施行する。
- 2 改正後の春日井市土地開発公社財務規程の規定は、平成31年3月22日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をする契約から適用し、同日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をした契約については、なお従前の例による。